短期入所生活介護事業所「聖マリアの園」事業概要

事業主体に関すること

事業主体名	社会福祉法人　聖マリア会
所在地	〒853-0052　　五島市松山町706番地3
代表者	理事長　　桑村　秀子
主な事業	・施設入所介護サービス ・短期入所生活介護サービス(ショートステイ) ・通所介護サービス(デイサービスセンター併設) ・訪問介護サービス(ホームヘルプ) ・居宅介護支援サービス(在宅介護支援センター併設) ・訪問給食サービス

施設に関すること

施設名	短期入所生活介護事業所聖マリアの園
所在地	〒853-0052　　五島市松山町706番地3　℡ 0959-72-6129
交通の便	福江港よりタクシーで5分　福江空港よりタクシーで10分
施設の類型	短期入所生活介護　（長崎県指定 第0704号）
介護保険事業所番号	4270600143（平成12年4月1日指定）
敷地面積及び権利	11,855.65㎡　・法人所有地3,713.14㎡　借地8,142.51㎡
建物の概要	延床面積 5,615.57㎡　・鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造陸屋根2階建　・法人所有
開設年月日	昭和47年 6月 1日
入所定員	短期入所生活介護サービス(ショートステイ)　10名 併設する特別養護老人ホームの入所定員の範囲内において、入院等をして空いた入所者の居室を利用して、指定短期入所生活介護を提供できるものとする。
居室等の概要	・居室総数 4室　・4人部屋　2室　・1人部屋　2室
共用施設	・食堂　・機能訓練室　・浴室　・面接室

職員体制

令和　8年　8月　1日現在

職種	職員数	有資格者	職種	職員数	有資格者
施設長	1名	1名	管理栄養士	1名	1名
生活相談員	2名	2名	調理員	10名	7名
介護支援専門員	3名	3名	介護補助員	8名	1名
介護職員	48名	42名	洗濯職員	3名	
訓練指導員	2名	2名	清掃職員	2名	
事務員	2名	名	夜警	3名	
看護師	6名	6名			
嘱託医	2名	2名			

※ 夜勤体制は、4名の勤務　　※ 介護支援専門員2名は兼務

※ 宿直者は、1名の勤務　　※ 併設特養と合わせた配置人数

緊急連絡体制	居室各ベッド及び各トイレ・浴室にナースコールを完備

提供するサービスに関すること

食事	・1日3食、食堂の各テーブル及び居室へ配膳します。 （朝食 8:00 昼食 12:00 夕食 17:10 ） ・食種:常食、介護食、嚥下食、経管栄養（鼻腔栄養、胃瘻栄養） ・誕生会(月1回)
排泄	・居室に近接したトイレ（洋式・水洗）あり ・要介護の状態によりベッド脇にポータブルトイレ設置可
介護	・食事介助 ・排泄介助／オムツ交換(定時及び随時) ・入浴介助(2回／週) ・特別機械浴 ・清拭(入浴できない場合等) ・身辺介護(移動・衣類着脱) ・送迎(家族での送迎が困難な方のみ)
健康管理	・定期回診(毎週水曜日・第1木曜日の午後／嘱託医) ・健康チェック(毎日午前及び入浴前) ・機能訓練(PT指導 1回／週及び訓練指導員により随時)

利用料金に関すること

利用料

(1) 介護給付

① 短期入所生活介護 （多床室） （個室） （単位:円／日額）

サービス名	基本料金	
要介護 1	6,030 円	
要介護 2	6,720 円	
要介護 3	7,450 円	
要介護 4	8,150 円	
要介護 5	8,840 円	
機能訓練体制加算	120 円	
個別機能訓練加算	560 円	
看護体制加算 Ⅲ・Ⅳ	350 円	
夜勤職員配置加算	130 円	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	220 円	
生産性向上推進体制加算Ⅱ	100 円	
若年性認知症利用者受入加算（対象者のみ）	300 円	
療養食加算（対象者のみ）（1食）	80 円	
送迎加算（家族での送迎が困難な方のみ）	1,840 円	
緊急短期入所受入加算（対象者のみ） （家族疾病等やむを得ない事情がある場合 14日を限度とする）	900 円	
医療連携強化加算（対象者のみ）	580 円	
看取り連携体制加算（対象者のみ） （死亡日及び死亡日以前30日以下について 7日を限度とする）	640 円	

介護職員等処遇改善加算	所定単位数に17.6%(176/1000)を乗じた額

※ 利用者の負担額は利用料の1割(又は負担割合証による割合の額)となります。

※ 原爆被爆者は、基本料金のみ助成制度があります。

※ 低所得者は、法人減免制度が適用になる場合があります。

※ その他、高額負担の減免制度があります。

② 予防短期入所生活介護(多床室) (個室) (単位:円/日額)

サービス名	基本料金	
要支援 1	4,510 円	
要支援 2	5,610 円	
機能訓練体制加算	120 円	
個別機能訓練加算	560 円	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	220 円	
生産性向上推進体制加算Ⅱ	100 円	
若年性認知症利用者受入加算(対象者のみ)	300 円	
療養食加算(対象者のみ)	80 円	
送迎加算(家族での送迎が困難な方のみ)	1,840 円	
介護職員等処遇改善加算	所定単位数に17.6%(176/1000)を乗じた額	

③ 介護保険給付以外の利用料

サービス名	利用料	備 考
食 費	1,545 円	
居住費(多床室)	915 円	
居住費(個室)	1,231 円	

※ 食費及び居住費については、所得に応じて減額制度があります。

その他費用	私的な器具や日用品等を利用される場合、別途実費分を負担
表示期限	令和6年4月1日→延長 但し、制度改正や厚生労働省による介護給付費等の変更があった場合は、指定された期限をもって改正する。

利用等に関すること

入所者の条件	介護保険者の被保険者(第2号保険者を含む)で、要支援1以上の方。
医療を必要とする場合の処遇、契約の取扱い	嘱託医の診察または病気やけがの治療は、病院等で受けていただく事になり、 医療費は利用者の負担になります。
提携している医療機関	① 嘱託医 五島市松山町133番地2 聖マリア病院 ② 協力歯科 五島市岐宿町岐宿2535 国民健康保険岐宿歯科診療所
契約の解除	以下の場合には、当施設との契約は終了し、退所していただくことになります。 ① 要介護認定により、ご契約者の心身の状況が自立と判定された場合 ② 事業者が解散、破産した場合またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。 ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合。 ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。 ⑤ ご契約者から退所の申出があった場合。

⑥ 事業所から退所の申出を行った場合。

上記⑤と⑥の項目については、詳細を契約書に記載しております。

苦情に関すること

苦情の対応

① 当事業所における苦情やご相談は以下のとおり受付けし、適切に対応いたします。

区分	役職名	氏名	連絡先
苦情解決責任者	施設長	村上 順子	72-6129
苦情受付担当者	生活相談員	梅木 徹	
第三者委員	法人監事	吉原 文代	84-2163
	法人監事	岩崎しのぶ	72-5101

※ 苦情受付は、面接、電話、書面により受付ます。

※ 苦情受付の報告及び確認は、解決責任者と第三者委員に報告・確認し、苦情申し出人に対して報告を受けた旨を通知いたします。

※ 苦情解決のための話し合いを申出人と誠意をもって行います。

② 行政機関等の受付機関

苦情受付機関	住所・連絡先等	受付時間
五島市長寿介護課	五島市福江町1-1 TEL 0959-72-6784	午前8時30分 ～ 午後5時15分
国民健康保険団体連合会	長崎市今博多町8-2 TEL 095-826-1599	午前9時 ～ 午後5時
長崎県社会福祉協議会	長崎市茂里町3-24 TEL 095-842-6410	午前9時 ～ 午後5時

※ 本事業所で解決できない苦情は、長崎県社協内に設置された「運営適正化委員会」に申し立てることができます。

③ 事故発生時の対処

※ 事故発生時には、契約者へ速やかに連絡をとり、医療機関に受診することとする。

※ 事故発生した時点において、事項報告書を作成し、今後の事故防止に努める。

通常の送迎の実施地域

五島市(ただし、奈留町・岐宿町・玉之浦町・三井楽町・富江町及び離島を除く)

サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたり、次のことを守ります。

① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師または看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。

③ ご契約者に提供したサービスについて記録を行い、5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

④ ご契約者に対する身体的拘束(身体保護のため緊急やむを得ない場合を除く。)その他行動を制限する行為を行いません。

⑤ 事業所は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

⑥ 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

⑦ 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

⑧ 事業所は、感染症の発生及び蔓延等に関する感染症対策強化の取り組みを徹底するため、現行委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、訓練の実施を行います。

⑨ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたり、知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関にご契約者の心身等の情報を提供します。

⑩ ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

⑪ 事業所は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為（以下「カスタマーハラスメント」という。）について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な措置を講ずるものとする。

短期入所生活介護事業所聖マリアの園